

屋根ふき材及び屋外に面した帳壁の風圧に対する構造耐力上の安全性を確かめるための  
構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第82条の5の規定に基づき、屋根ふき材及び屋外に面した帳壁の風圧に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のように定める。

- 1 建築基準法施行令第82条の5の規定する屋根ふき材及び屋外に面する帳壁(高さ13メートルを超える建築物(高さ13メートル以下の部分で高さ13メートルを超える部分の構造耐力の影響を受けない部分及び1階の部分又はこれに類する屋外からの出入口(専ら避難に供するものを除く。)を有する階の部分を除く。)の帳壁に限る。)の風圧に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。

- 一 次の式によって計算した風圧力に対して安全上支障のないこと。

$$W = \frac{1}{q} Cf$$

この式において、 $W$ 、 $q$  及び  $Cf$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$W$  風圧力 (単位 1平方メートルにつきニュートン)

$q$  次の式によって計算された平均速度圧 (単位 1平方メートルにつきニュートン)

$$q = 0.6Er^2Vo^2$$

この式において、 $Er$  及び  $Vo$  は、それぞれ次の式を表すものとする。

$Er$  平成12年建設省告示1454号第1第2項に規定する $Er$ の値。

ただし、地表面粗度区分がIVの場合においては、地表面粗度区分がⅢの場合における数値を用いるものとする。

$Cf$  平成12年建設省告示1454号第2項に規定する基準風速の数値  
屋根ふき材又は屋外に面した帳壁に対するピーク風力係数は、風洞試験に  
によって定める場合のほか、次項又は第3項に規定する数値。ただし、特別  
の調査又は研究の結果に基づいて算出する場合において、当該数値による  
ことができる。

- 二 帳壁及びガラスの風圧力については、省略

- 2 屋根ふき材に対するピーク風力係数は、次の各号に掲げる屋根の形式に応じ、それぞれ当該各号を定めるところにより計算した数値とする。

- 一 切妻屋根面、片流れ屋根面およびのこぎり屋根面の負のピーク外圧係数

		$\theta$		
部位		10度以下	20度	30度以上
	の部位	-2.5	-2.5	-2.5
	の部位	-3.2	-3.2	-3.2
	の部位	-4.3	-3.2	-3.2
	の部位	-3.2	-5.4	-3.2

この表において、部位の位置は、下図に定めるものとする。また、表に掲げる $\theta$ の値以外の $\theta$ に応じたピーク外圧係数は、表に掲げる数値をそれぞれ直線的に補間した数値とし、 $\theta$ が10度以下の切妻屋根面については、当該 $\theta$ の値における型流れの数値を用いるものとする。

この図において、 $H$ 、 $\theta$ 、及び  $a'$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$H$  建築物の高さと軒の高さとの平均 (単位 メートル)

$\theta$  屋根面が水平面となす角度 (単位 度)

$a'$  平面の短辺長さと $H$ の2倍の数値のうちいずれか小さい数値 (単位 メートル)  
(30を超えるときは、30とする。)